

【未申込住戸再募集(令和7年12月26日)】

一般住宅・特定目的住宅共通の申込資格

※ 特定目的住宅は加えて4ページ以降の申込資格・条件が必要です。

■令和7年12月26日現在の家族構成と収入を原則とします。

※ 申込資格に記載されている対象年齢は、令和7年12月26日現在の満年齢です。

■神戸市営住宅にお申込みいただくには、申込世帯が、次の[1]から[5]までの全ての項目にあてはまっていることが必要となります。

※ ただし、福島復興再生特別措置法第40条に該当する世帯については、次の[4][5]の項目にあてはまっていることが入居における必要条件となります。又、子ども・被災者支援法(*)に該当する世帯については、居住地域の条件等において必要条件が異なりますのでお問い合わせください。

* 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

[1] 居住地域の条件

- (1) 令和7年12月26日現在、神戸市内にお住まいの世帯(原則、現住所に住民登録をしている世帯)又は勤務先がある世帯(1日6時間、週5日以上(又は1週30時間以上)勤務が条件となります。)
- (2) 阪神・淡路大震災により、神戸市内で居住されていた住居が被災し、市外にお住まいの世帯(り災証明書で確認できる世帯)
- (3) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定される方で、療養所入所前に神戸市内に住まれていた世帯(以下、「ハンセン病療養所入所者等」といいます。)

[2] 世帯構成の条件

(1) 申込者と同居親族(*)からなる2人以上の世帯

- * 現に同居し、又は同居しようとする申込者の配偶者(内縁、婚約者を含む)、及びライフパートナー等、ならびにそれぞれの3親等内の親族(詳細は3ページ参照)
- * 現在の世帯を不自然に分割したお申込みはできません。
- * 胎児は申込人数に含みません。
- * 離婚予定の方は鍵渡しまでに離婚が成立していること
- * 婚約中の方は鍵渡しまでに入籍していること

(2) 次のいずれかの条件にあてはまる単身世帯

- ① 18歳以上の方
- ② 1級～4級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③ 1級～3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ A～B2判定の療育手帳をお持ちの方
- ⑤ DV(配偶者等からの暴力)被害者
- ⑥ 生活保護受給者(申請中は不可)
- ⑦ その他(戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等、難病患者等)

【注意】

- * 内縁関係にある場合は、住民票で「未届の夫」又は「未届の妻」となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる世帯に限ります。
- * 婚姻によらないで父、又は母となった方は、18歳以上の方に限ります。
- * ライフパートナー等の関係にある場合は、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書(神戸市)又は兵庫県パートナーシップ制度届出書記載内容証明書で確認できる世帯に限ります。
- * DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方をいいます。
(ア) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「配偶者暴力防止等法」といいます。)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

(ウ) 配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方(「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)

[3] 収入の条件

政令月収額が 158,000 円以下の世帯

改良住宅(*1)にお申込みされる場合は 114,000 円以下の世帯

*1 改良住宅とは住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準は一般市営住宅より低くなっています。

ただし裁量階層世帯(*2)で、政令月収額が 次のとおりであればお申込みできます。

(政令月収額により月額家賃が高くなります。)

【一般市営住宅】 214,000 円以下、又は 259,000 円以下

【改良住宅】 139,000 円以下、又は 158,000 円以下

*2 裁量階層世帯は、①高齢者世帯、②障害者世帯、③戦傷病者世帯、④原子爆弾被爆者世帯、⑤海外からの引揚者世帯、⑥ハンセン病療養所入所者等の世帯、⑦難病患者世帯、⑧子育て世帯、⑨若年世帯が該当します。

(詳しくはお問い合わせください。)

[4] 住宅困窮理由の条件

現在、住宅に困窮している世帯で、次のいずれかの理由に該当する世帯

- ① 倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している。
- ② 災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる。
- ③ 他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である。
- ④ 住宅がないため、やむを得ず親族と別居している。
- ⑤ 部屋がせまい。(1人あたり 4.5畳以下(※1)又は最低居住面積以下(※2)参照)
- ⑥ 正当な立退要求を受けているが立退き先がない。(自己の責めに帰する場合は除く)
- ⑦ 通勤に片道1時間半以上かかる。(電車等の待ち時間を除く)
- ⑧ 収入と比較して家賃が高すぎる。(生活保護受給者は除く)
- ⑨ 婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている。
(鍵渡しまでに、婚姻を証明する公的な書類を提出することが条件となります。)
- ⑩ その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている。
(騒音、日当り等生活環境による理由は該当しません)

※1 ⑤1人あたりの畳数の計算式 ⇒ (居住室の畳数 + 流しを除いた台所の畳数 - 2) ÷ 居住人数

※2 ⑤最低居住面積水準について

現在の住宅が表の住戸専有面積以下の場合は、住宅困窮理由の条件「⑤ 部屋がせまい。」に該当します。

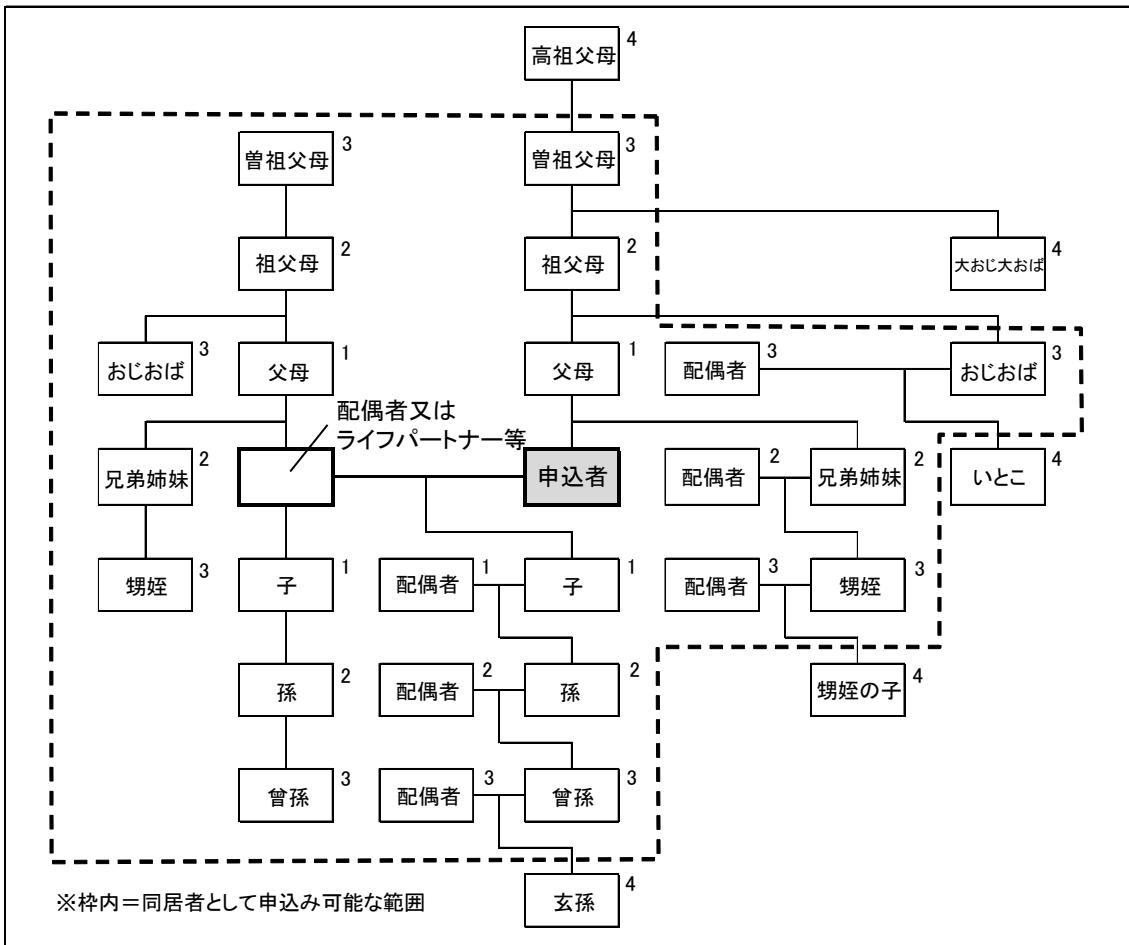
世帯人数	住戸専有面積	世帯人数	住戸専有面積
1人	25m ² 以下	4人	50m ² 以下
2人	29m ² 以下	5人	56m ² 以下
3人	39m ² 以下	6人以上	66m ² 以下

[5] 申込者本人、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

神戸市では国の公営住宅における暴力団排除の基本方針をふまえ、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者本人、又は同居しようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員)である場合については、入居決定しないことといたします。

※ 現在、公営(市営・県営)住宅に入居中の方、持ち家がある方は別途、申込資格・条件が必要な場合があります。

※申込みが可能な世帯構成の範囲



特定目的住宅の申込資格

※ 以下の条件は、全て「共通の申込資格」(1~2ページ)に加えて必要な資格・条件です。

※ 今回募集のない種類の住宅も含んでいます。

1 <シルバーハイツ>

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none">高齢者の方が自立して安全かつ快適な生活を営めるよう、緊急通報システムによる緊急時の対応など、一定のサービスが受けられる住宅	<p>(単身向)</p> <ul style="list-style-type: none">65歳以上の方で、一人で入居し、今後も同居予定の親族がいないこと <p>(世帯向)</p> <ul style="list-style-type: none">65歳以上の方(申込名義人)と、その同居親族で、次のいずれかに該当する方のみからなる世帯<ul style="list-style-type: none">① 配偶者(内縁、婚約者を含む) (年齢は問いません)② ライフパートナー等 (年齢は問いません)③ 中度以上の障害者等(難病患者を含む) (年齢は問いません)④ 65歳以上の方

2 <コレクティブハウジング>※今回募集はありません

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none">日常生活において、自然なかたちで人と人が触れ合うことができる共同居住型住宅。独立した住戸に、他の入居者との団らんや共同での炊事や一緒の食事ができる共同のスペース(食堂・厨房・談話室等)が併設された住宅	<ul style="list-style-type: none">コレクティブハウジングの趣旨を理解し、円滑な共同生活を営むことができるとともに、共同居住するための規則や共同生活のルールを守れる方。

3 <高齢者世帯向住宅>

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none">トイレ・浴室に手すりを設置して、台所・洗面所・洗濯機用の水道蛇口をレバーハンドルにした住宅住宅内は段差があります緊急通報システムの設置はありません	<ul style="list-style-type: none">65歳以上の方(申込名義人)と、その同居親族からなる世帯 (1人以上の住宅については、単身世帯も可)

4 <母子・父子世帯向住宅>

特 徴	資 格 ・ 条 件
	<ul style="list-style-type: none">配偶者又はライフパートナー等のいない方(申込名義人)で、申込時に同居する20歳未満の子を扶養している<u>母子のみ又は父子のみ</u>の世帯 (申込時に<u>同居かつ扶養</u>している20歳以上の子も同居可能)

5 <障害者世帯向住宅>※今回募集はありません

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ・浴室に手すりを設置して、台所・洗面所・洗濯機用の水道蛇口をレバーハンドルにした住宅 ・住宅内は段差があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可) <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方がいる世帯 ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方がいる世帯 ③ 知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けており、その障害がA又はB1判定の方がいる世帯 ④ その他(戦傷病者、難病患者)

6 <車椅子常用者世帯向住宅>

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子常用者が単身で入居される場合には、押入れの中棚・天袋・洋室窓・台所吊戸棚など使用しにくい場合があります。一部の住宅は、台所に接する和室の床及び浴槽の周囲が、床より40cmほど高くなっています ・便所・風呂の手すりの形状や位置は、住宅によって多少異なる場合があります。神戸市のホームページで写真等を閲覧できるとともに、詳細は当選後事前に各管理センターでご確認いただけます ・車椅子専用駐車場1区画が無料で使用できます 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子を自力で常用していて、次のいずれかに該当する方がいる世帯 (単身世帯も可) <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方 ② その他(戦傷病者) <p>※ 入居後、車椅子常用者が転出などで不在となつた場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます <u>(引越しの費用は入居者の負担になります)</u></p>

7 〈身体障害者世帯向住宅〉

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関扉・風呂・トイレ等室内は一般住宅と同一仕様のため、車椅子を使用される方は、介護者が必要となる場合があります ・ キックプレート(廊下・DK・洋室の床の高さ 30cm 程度の補強板)が設置されています ・ 車椅子専用駐車場は、完備されていません 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当する方がいる世帯 (単身世帯も可) <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方がいる世帯 ② その他(戦傷病者) ・ 入居後、身体障害者1級から4級の方もしくは戦傷病者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます <u>(引越しの費用は入居者の負担になります)</u> <抽選番号の付与について> ・ 身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級又は2級の方がいる世帯は、抽選番号を2個付与します

8 〈若年・子育て世帯向住宅〉

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加していただきたい住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの世帯に該当し、入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加できること <ul style="list-style-type: none"> ① 申込時に義務教育就学年齢(中学生)以下の子(平成22年4月2日以降に生まれた方)と同居している親(申込名義人)と子のみの世帯 (申込時に同居かつ扶養している義務教育就学年齢(中学生)超の子(平成22年4月1日以前に生まれた方)も同居可能) ② 合計年齢が70歳以下の夫婦(内縁、婚約者を含む)のみの世帯 ※ 入居に際し、若年・子育て世帯向住宅の入居者である旨を自治会等に通知することに同意していただきます

9 <子育て世帯向期限付き入居住宅>※今回募集はありません

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅 <u>期間の満了日までに住宅を明け渡していただきます</u> 明け渡し後の住宅の斡旋等は一切ありません 入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅(期限付き入居住宅を除く)へお申し込みができます 	<ul style="list-style-type: none"> 申込時に義務教育就学年齢(中学生)以下の子(平成22年4月2日以降に生まれた方)と同居している親(申込名義人)と子のみの世帯 (申込時に同居かつ扶養している義務教育就学年齢(中学生)超の子(平成22年4月1日以前に生まれた方)も同居可能) なお、入居許可期間は、「10年間」又は「同居する子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります (引越しの費用は入居者の負担になります)

10 <多子世帯向住宅>

特 徴	資 格 ・ 条 件
	<ul style="list-style-type: none"> 申込時に18歳未満の子が、3人以上同居している親(申込名義人)と子のみの世帯 (申込時に同居かつ扶養している18歳以上の子も同居可能)

11 <ペット飼育可能住宅>

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none"> ペットを適切に飼育し、他人に迷惑をかけず、ペットと共に楽しい共同生活を営むことを目的とした住宅 (従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペット飼育者で住宅困窮になられた方を対象に、ペット飼育可能な住宅として募集しています) 	<ul style="list-style-type: none"> 現在ペットを飼育し、入居時も飼育していること (注1) ペットを飼っていない方の申込みはできません (注2) 入居前に、ペット飼育についての確認書類を提出していただきます ※ 飼育するペットの全身写真のほか、動物ごとに必要書類が異なります

※ペット飼育可能住宅について

飼 育 基 準	
飼育可能動物	犬(小型犬)、猫、小動物(うさぎ、モルモット、フェレット等)
飼育可能頭数	1住宅につきいずれか1匹に限る
必要書類(当選時)	①ペット飼育申請書 ②ペットの全身写真 ③下記の証明書類
その他の条件	※当選時には、上記とあわせて証明書類の提出が必要です。
【犬に関するもの】	【猫に関するもの】
<ul style="list-style-type: none"> 成犬時の体重が概ね 10kg 以下であること 狂犬病予防注射を受けていること 他の感染症の予防接種を受けていること 	<ul style="list-style-type: none"> 避妊去勢の手術を受けていること 感染症の予防接種を受けていること
※小動物(りす、ハムスター)、小鳥、魚類については一般住宅で飼育可能なため、ペット飼育可能住宅の対象外とする。	

12 <多世代近居住宅>※今回募集はありません

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 親世帯と子世帯が同一住宅内にある高齢者世帯向住宅あるいは障害者世帯向住宅と若年子育て世帯向住宅の2戸を1組として入居できる住宅 <p><u>※ 入居後、入居者又はその同居者の死亡、転出等の理由により親世帯あるいは子世帯がいなくなった場合は、多世代近居住宅を各特定目的住宅(高齢者世帯向住宅、障害者世帯向住宅、若年子育て世帯向住宅)として使用していただきます</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親世帯とその子世帯とで構成されている2世帯のうち、どちらかの世帯が神戸市内に居住しているか在勤しており、次の条件をいずれも満たしていること (親世帯の条件) ・ 65歳以上の方(申込名義人)と、その同居親族からなる世帯 又は65歳以上の方の単身世帯 (子世帯の条件) ・ 親世帯からみた3親等内の親族の方(申込名義人)と、その同居親族からなる2人以上の世帯 <p>※ 既に同居している世帯の申込みは不可 ※ 親族は、内縁又は婚約者の親族も含む</p>

13 <一般世帯向期限付き入居住宅>

特 徴	資 格 ・ 条 件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅 <u>期間の満了日までに住宅を明け渡してください</u> ・ 明け渡し後の住宅の斡旋等は一切ありません ・ 入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅(期限付き入居住宅を除く。)へお申し込みができます 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯全員が50歳未満であること。ただし、特に居住の安定を図る必要のある次のいずれかに該当する方がいる世帯は<u>申込みできません</u> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方 ② 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障害が1級から3級の方 ③ 知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けており、その障害がAからB2判定の方 ④ DV(配偶者等からの暴力)被害者 ⑤ 生活保護受給者 ⑥ その他(戦傷病者、原子爆弾被害者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、難病患者等) (引越しの費用は入居者の負担になります)

※障害の程度について(難病患者の方の障害の程度は、中度に該当します。)

手 帳 程 度	身体障害者手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害)	障害年金
重 度	1・2級	A	1級	1級
中 度	3・4級	B1	2級	2級